

平成23年3月31日

# 品川区新型インフルエンザ対策行動計画

平成18年3月制定  
平成23年3月改訂

品 川 区

— 目 次 —

<b>&lt;総論&gt;</b>		<b>・・・2</b>
1	はじめに	
2	流行規模の推定	
3	対策の基本方針	
4	各段階の概要	
5	各段階の目的と主な対策	
6	品川区の組織体制と対応の考え方	
7	事務分掌	
8	行動計画の主要6項目	
<b>&lt;各論&gt;</b>		<b>・・・13</b>
	前段階 未発生期	
	第一段階 海外発生期	
	第二段階 国内発生早期	
	第三段階 国内流行期	
	第四段階 小康期	

# 新型インフルエンザ対策行動計画

## <総論>

### 1 はじめに

新型インフルエンザとは、これまでヒトには感染しなかったインフルエンザウイルスがヒトからヒトへ感染するように変異し、世界的な大流行を引き起こすものである。この新型インフルエンザには、誰も免疫を持たないため大きな健康被害とこれに伴う社会的な影響をもたらすことが懸念されている。

20世紀には、3度の新型インフルエンザが発生しており、1918年のスペインインフルエンザでは世界で約4,000万人が死亡、わが国でも約39万人が死亡している。また、1957年のアジアインフルエンザや1968年の香港インフルエンザでも大流行を引き起こし、社会機能や経済活動の様々な混乱が記録されている。

平成21年4月にはメキシコで発生した豚由来のインフルエンザが短期間に世界に拡大しパンデミックとなったことは記憶に新しいが、現在でも東南アジアを中心に高病原性鳥インフルエンザ(H5N1)が流行しており、ヒトへの感染例や死亡する例も報告されている。このような動物由来のインフルエンザウイルスが変異することにより、ヒトからヒトへ感染する能力を獲得し、新型インフルエンザが発生することが懸念されている。

厚生労働省は、平成17年12月に、「WHO Global Influenza Preparedness Plan (WHO世界インフルエンザ事前対策計画)」に準じて「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。

これを受け品川区では、早くから新型インフルエンザ対策に取り組み、平成18年3月には新型インフルエンザの国内発生に備え区内における感染拡大を可能な限り防止して、健康被害や社会機能への影響を最小限にとどめるために「品川区新型インフルエンザ行動計画」を策定したところである。

その後科学的知見の集積を踏まえ、平成20年4月、第169回国会において「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律(平成20年法律第30号)」が成立し新型インフルエンザ対策の強化が図られた。これを踏まえ平成21年2月に国の行動計画の抜本的な改正が行われた。

今回、平成21年4月にメキシコで発生した新型インフルエンザ(A/H1N1)対応の経験を反映し、品川区においても、行動計画の全面的な見直しを行ったものである。

現時点においても新型インフルエンザの症状や感染力の強さ、また、それによるパンデミックの規模についても予測することは困難であるため、本計画も、今後新型インフルエンザに関する新たな情報や関係機関からの意見等を反映させ、必要に応じて改訂を行い、体制の整備を図っていくこととする。

## 2 流行規模の想定

新型インフルエンザについては、出現時期や発生した場合の症例や感染力の強さ等についての予測は困難である。このため、現時点で流行規模を完全に予測することは難しいが、東京都の「新型インフルエンザ対策行動計画」で用いられた、国立感染症研究所が推計したモデルを本区にあてはめ試算したところ、1回の流行で品川区民の30%が中等度の毒性を持ったウイルスに感染した場合、死者約390人、外来受診者約105,000人、入院患者約8,080人が予想される。これ以外に区内に停留する帰宅困難者、行旅者からも多数の患者が発生する可能性があると考えられる。

### <品川区における新型インフルエンザ流行時の健康被害予測>

品川区人口の30%が罹患すると想定した場合の医療機関を受診する患者の推計		
医療機関を受診する患者数		113,470人
内訳	外来患者数	105,000人
	入院患者数	8,080人
	死亡者数	390人

## 3 対策の基本方針

### (1) 目的

新型インフルエンザについては、その出現時期を正確に予知することは困難であり、また、その出現そのものを阻止することは不可能である。また、品川区を含む首都圏は高速交通網の発達により、国内への侵入後、短期間に急速に感染が広がると予想されている。ひとたび区内で感染が発生すれば感染拡大による健康被害は甚大なものになり、社会・経済基盤が破壊されることが危惧される。こうした事態を発生させないよう品川区では次の3点を基本方針として対策を実施する。

1. 感染拡大抑制を図り区民の生命と健康を守る
2. 区民生活と都市機能を維持する
3. 区役所の必要最小限の機能を維持・確保する

### (2) 基本的な考え方

未発生の段階では新型インフルエンザの感染性、毒性はわからず、対策についても不確定な要素が強いため1つの対策に偏重して準備を行うことは大きなリスクを負うことになりかねない。このため、品川区では地理的条件、医療体制などを考慮し各種対策を総合的、効果的に組み合わせ発生前から流行が収束するまでの状況に応じたバランスの取れた対策を目標とする。

一方、海外で新型インフルエンザが発生し、国が検疫等の措置を行ったとしても国内へのウイルス侵入を防止することは難しいとされていることから国内発生を考慮に入れた対策とする。

発生前の対策としては迅速かつ的確な対応ができるよう、あらかじめ発生・流行時に想定される各段階（「新型インフルエンザ対策行動計画（新型インフルエンザ及び鳥

インフルエンザに関する関係省庁対策会議)」を参考に設定)に応じた行動計画を定める。

また、区民の安心・安全を確保するために、日ごろから新型インフルエンザに関する情報提供を積極的に行い、パニックの防止に努める。区民・区内企業・事業所への啓発や事業継続計画の策定支援などの事前対策を行う。

なお、新型インフルエンザについては、発生した場合の症状や感染力の強さ、またそれによるパンデミックの規模についての予測は現時点では困難であるため、新型インフルエンザが発生した場合は、積極的に情報収集を行い、国や都、近隣自治体および各関係機関等と密接な連携のうえ対応にあたる。

### (3) 対策の推進体制

新型インフルエンザ対策推進にあたっては、国、東京都並びに各関係機関における連携した取組が重要であり、以下の推進体制により、総合的な対策を推進する。

#### ア 品川区、国および東京都の取組み

##### (ア) 品川区

「品川区新型インフルエンザ対策行動計画」に基づき、新型インフルエンザ対策の推進およびパンデミックが起こった際の対応を、国、都と連携して行う。

##### (イ) 国

新型インフルエンザ対策のため、「新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取組を推進する。

また、各省庁においても新型インフルエンザが発生した際の具体的な対応について、あらかじめ対応策を検討し、その流行に応じた対策を総合的に推進する。

##### (ウ) 東京都

新型インフルエンザ対策の推進およびパンデミックが起こった際の対応を行うため、東京都ではそれぞれの段階に応じた対策本部を設置し、実情に応じた必要な対策を実施する。

#### イ 関係機関の協力

パンデミック時における感染拡大を可能な限り阻止し、健康被害を最小限にとどめるとともに、社会・経済機能の破綻に至らせないようにするため、関係機関（近隣自治体、医療関係団体、各種事業者・企業等）の協力を求める。

#### ウ 区民の協力等

区民は、新型インフルエンザ等に関する正しい知識を持ち、その予防に注意を払うよう努める。また、新型インフルエンザ患者等の人権が損なわれることのないようにしなければならない。

## 4. 各段階の概要

新型インフルエンザへの対策は、感染の段階に応じてとるべき対応が異なることから、迅速かつ的確な対応ができるよう、あらかじめ事態に応じた対応方針を定めておく必要がある。従来の分類ではWHOのフェーズ分類に従っていたが、平成21年2月に改定

された国の行動計画では、わが国の実情に応じた対策を検討するのに適した段階として新たに分類を行った。

これによると新型インフルエンザが発生する前から、国内で発生し、パンデミック期を迎え、小康状態に至るまでを5つの段階に分類するとともに、第三段階を3つの時期に小分割し、その移行については都が国と協議して判断するとされた。

発生段階		状態
前段階（未発生期）		新型インフルエンザが発生していない状態
第一段階（海外発生期）		海外で新型インフルエンザが発生した状態
第二段階（国内発生早期）		国内で新型インフルエンザが発生した状態
第三段階		国内で患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態
	感染拡大期	入院措置等による感染拡大防止効果が期待される状態
	まん延期	入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態
	回復期	ピークを超えたと判断できる状態
第四段階（小康期）		患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

【旧】フェーズ分類	【現行】発生段階
フェーズ1, 2A, 2B, 3A, 3B	【前段階】未発生期
フェーズ4A, 5A, 6A	【第一段階】海外発生期
フェーズ4B	【第二段階】国内発生早期
フェーズ5B, 6B	【第三段階】感染拡大期、まん延期、回復期
後パンデミック期	【第四段階】小康期

- 品川区においても、国の行動計画の各段階に準じ対策を実施することとする。
- 国内および区内における発生に関する段階の判断や対応については、必要な情報を収集し厚生労働省や東京都と連絡・調整のうえ定める。
- 新型インフルエンザの発生が確認された場合は、厚生労働省により、感染力や病原性を考慮のうえ、感染症法に基づき指定が行われる。また、新型インフルエンザを診断する上での、診断基準（症例定義）の作成が想定される。これらの状況に応じて、品川区においても最新情報に基づく対応をとる。

## 5. 各段階の目的と主な対策

目的		主な対策
【前段階】 未発生期	1) 発生に備えて体制の整備を行う 2) 国・都との連携の下に発生の早期発見に努める	1) 区内企業・事業所への事業継続計画策定支援のための環境づくり 2) 区民、企業・事業所等へ感染防止などの情報提供 3) 相談体制を検討
【第一段階】 海外発生期	区内発生に備え体制の整備を行う	1) 海外での発生状況を収集し、区内関連機関への情報提供 2) 相談センターの開設による区民・区内企業・事業所への情報提供 3) 区内事業所へ職場での感染防止策、業務の継続・自粛の準備を行うよう要請
【第二段階】 国内発生早期	区内の感染拡大をできる限り抑える	1) 患者の感染症指定医療機関等への入院措置の実施 2) 積極的疫学調査の実施、接触者の健康観察の実施 3) 都内発生後は学校等の臨時休業、集会・外出の自粛要請、個人防護の徹底周知 4) 区内事業者へ不要不急の業務縮小に向けた取り組み、職場での感染防止策開始の要請
【第三段階】 感染拡大期 まん延期 回復期	1) 健康被害を最小限に抑える 2) 医療機能・社会・経済機能への影響を最小限に抑える	<u>共通</u> ・住民への支援強化（要援護者に対して不可欠なサービスの実施） <u>感染拡大期</u> ・地域の公衆衛生対策を継続 ・患者の入院措置の継続 <u>まん延期</u> ・地域での公衆衛生対策を継続 ・入院措置解除後、軽症者は自宅療養、重症者は全ての医療機関で受け入れ治療するよう要請 <u>回復期</u> 公衆衛生対策を段階的に縮小
【第四段階】 小康期	社会経済機能の回復を図り、流行の第二波に備える	1) 第三段階までに実施した対策の評価、次の流行に備えた対策の検討実施 2) 不足している資機材の調達・再配備

## 6. 品川区の組織体制と対応の考え方

### (1) 組織体制

#### ①趣旨

新型インフルエンザの発生状況に応じて、区における総合的な新型インフルエンザ対策を関係部課等が連携・協力して行うため、各発生状況レベルに応じた全庁的な対応体制を整備する。

#### ②考え方

(ア) 流行段階に応じ、段階的に庁内体制を整備する。

(イ) 体制の整備にあたっては、厚生労働省、国立感染症研究所、東京検疫所、東京都、医療機関など、関係機関との連携、協力を留意する。

## (2) 庁内体制

### ①危機管理体制

#### (ア) 品川区感染症対策本部

新型インフルエンザが海外で発生した場合、あるいは流行が一段落し小康状態となった場合は総務部長（危機管理監）を本部長とする「品川区感染症対策本部」を設置する。

#### (イ) 品川区危機管理対策本部

新型インフルエンザが国内発生した場合（第二段階）は、総合的かつ効果的な対策を強力に推進するため、区長を本部長とする「品川区危機管理対策本部」を設置し、新型インフルエンザへの対処方針、対策等を決定し、実施する。

### ②新型インフルエンザ対策推進体制

#### <品川区の危機管理体制>

発生段階	体制	本部長
前段階 (未発生期)	通常の情報収集体制	保健所長
第一段階 (海外発生期)	感染症対策本部	総務部長 (危機管理監)
第二段階 (国内発生早期)	危機管理対策本部	区長
第三段階 感染拡大期 まん延期 回復期		
第四段階 (小康期)	感染症対策本部	総務部長

※ 危機管理体制の本部要員、職務代行基準等は「品川区新型インフルエンザ事業継続計画」に定める。

## 7. 事務分掌

新型インフルエンザ対策を進める上で各部・事業部が所管する業務を下記の通りとする

部・事業部・事務局等	主な任務
企画部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症および危機管理対策本部の運営支援に関すること。</li> <li>・感染症および危機管理対策本部運営時の財政措置に関すること。</li> <li>・区民等への広報対策に関すること。</li> <li>・報道機関対応に関すること。</li> <li>・各種問い合わせ等への対応に関すること。</li> <li>・情報システムの運用に関すること。</li> </ul>
総務部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症および危機管理対策本部の統括・調整に関すること。</li> <li>・国・東京都および隣接区との情報・連絡体制に関すること。</li> <li>・職員の感染防止に関すること。</li> <li>・職員の出退勤および服務等（勤務の取扱い）に関すること。</li> <li>・職員の罹患状況の取りまとめに関すること。</li> <li>・入庁制限等の庁舎管理に関すること。</li> <li>・各事業部等との連絡調整および情報共有に関すること。</li> <li>・関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>・情報収集に関すること。</li> </ul>
地域振興事業部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所の活動状況等の確認に関すること。</li> <li>・ライフライン情報の確認・収集に関すること。</li> <li>・届出・証明事務等の窓口業務に関すること。</li> <li>・町会・自治会等との連絡調整に関すること。</li> <li>・文化スポーツ施設等の運営管理に関すること。</li> </ul>
子ども未来事業部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区立幼稚園・保育園の園児等の感染防止および感染状況の確認に関すること。</li> <li>・区立幼稚園・保育園・児童センター施設の運営管理および衛生管理に関すること。</li> <li>・私立保育園等の感染予防啓発に関すること。</li> </ul>
健康福祉事業部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉施設入所者の感染防止に関すること。</li> <li>・福祉施設の運営管理および衛生管理に関すること。</li> <li>・在宅の一人暮らし要介護高齢者等の生活支援等に関すること。</li> <li>・区内社会福祉法人および在宅介護支援センター等との連絡調整に関すること。</li> </ul>
品川区保健所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民の感染予防および区職員の感染防止の技術的支援に関すること。</li> <li>・感染状況の実態把握に関すること。（サーベイランス）</li> <li>・新型インフルエンザ相談センターの運営に関すること。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報収集に関すること。</li> <li>・その他区民の保健衛生に関すること。</li> </ul>
都市環境事業部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所管施設等の衛生管理に関すること。</li> </ul>
品川区清掃事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ・資源の収集・運搬等に関すること。</li> </ul>
防災まちづくり事業部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都総務局総合防災部（新型インフルエンザ対策本部）との通信・情報連絡体制の確保に関すること。</li> <li>・感染症および危機管理対策本部の運営支援に関すること。</li> <li>・通信設備の維持管理に関すること。</li> <li>・備蓄物資の提供に関すること。</li> <li>・関係機関との連絡調整に関すること。</li> </ul>
会計管理室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ対策期間中における会計に関すること。</li> </ul>
教育委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区立小・中学校・小中一貫校の児童・生徒の感染防止に関すること。</li> <li>・児童・生徒の感染状況の確認に関すること。</li> <li>・校舎の衛生管理に関すること。</li> <li>・すまいるスクール・図書館等教育施設の感染予防等管理に関すること。</li> </ul>
区議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区議会への情報提供および連絡調整に関すること。</li> <li>・感染症および危機管理対策本部の運営支援に関すること。</li> </ul>
選挙管理委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選挙管理委員会への情報提供および連絡調整に関すること。</li> <li>・感染症および危機管理対策本部の運営支援に関すること。</li> </ul>
監査委員事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監査委員への情報提供および連絡調整に関すること。</li> <li>・感染症および危機管理対策本部の運営支援に関すること。</li> </ul>

## 8. 行動計画の主要6項目

厚生労働省の「新型インフルエンザ対策行動計画」では、その目標と活動を、(1) 実施体制と情報収集、(2) サーベイランス、(3) 予防とまん延防止、(4) 医療、(5) 情報提供・共有、(6) 社会・経済機能の維持の6分野に分けて立案している。品川区においても、この6分野に基づき行動計画を実施することとする。

### (1) 実施体制と情報収集

ア 新型インフルエンザは区民の生命・健康に重大な被害を及ぼし、社会経済活動の縮小・停滞を招くことが予想されている。このため、区としても危機管理の一環として捉え全庁的に対応するものとする。

イ 新型インフルエンザが発生した場合に、迅速かつ的確な対応ができるよう、各発生段階に応じた行動計画をあらかじめ策定し、庁内関係事業部および医療機関等の各関係団体等において確認し、周知しておく必要がある。

### (2) サーベイランス

- ア 新型インフルエンザ対策のサーベイランスは、新型インフルエンザ患者の発生状況、規模等を把握分析し解釈することで関係者に迅速に情報の還元を行うとともに、効果的な対策に結びつけるものである。
- イ 通常のサーベイランスにおいて、インフルエンザの発生状況を常に把握し監視体制をとることにより、新型インフルエンザの出現を察知する。
- ウ また、段階の進展に伴い、感染のみられた集団（クラスター）を早期に発見するためのクラスターサーベイランスの実施や、疾病罹患状況を早期に検知するための症候群サーベイランスの実施等、厚生労働省の要請によるサーベイランス体制の強化が想定されるため、これらの状況に応じて、品川区におけるサーベイランスの実施についても弾力的な対応に努める。
- エ 予防接種が可能になった場合には副作用の発生状況を把握するための予防接種副反応迅速把握システムなどの体制の強化を図る。

### (3) 予防・まん延防止

- ア 新型インフルエンザの発生予防および感染拡大防止・封じ込め対策は、健康被害を最小限にとどめるとともに、社会・経済機能を破綻に至らせないためにも重要であり、これには、新型インフルエンザへの変異を起こす可能性が高い高病原性鳥インフルエンザが発生している時期から対策をとる必要がある。
- イ また、新型インフルエンザ予防については、うがい、手洗い、マスク着用等の基本的な感染症防御方法の実施や感染者に接触しないという個人単位での感染防止策の周知徹底を図る。
- ウ 区内発生の場合には次のような感染拡大防止対策を実施する
  - ① 患者対策  
症状に応じ感染症指定医療機関に入院させ、適切な治療を行うことで感染源を減らす。
  - ② 接触者対策  
積極的疫学調査を行い、接触者には一定期間の外出自粛要請、抗インフルエンザ薬の予防投与などを通じて地域への感染拡大防止を行う。
  - ③ 社会対策  
都内発生期から学校、通所施設の臨時休校・休業を実施するとともに、外出・集会の自粛、不要不急事業の自粛などを要請し地域や職場での感染機会を減少させる。
- エ 安全で有効なワクチンが実用化されれば、ヒトへの感染防止に大きな効果を発揮することが期待できるが、現在、新型インフルエンザウイルスに対するワクチンは新型インフルエンザ発生後にしか実用化できないため、プレパンデミックワクチンに関する厚生労働省等の動向を注視し、接種対象者・順位、ワクチン供給体制などの情報を把握し接種体制を整備する。

### (4) 医療

- ア 新型インフルエンザによるパンデミック時には、流行の規模に応じた医療体制を確保できるよう都に協力する。
- イ 厚生労働省における新型インフルエンザの診断および治療方法が確立した場合は、各医療機関に周知徹底を行う。
- ウ 第三段階のまん延期になった場合には、軽症者は自宅療養としても、重傷者患者数が増大することが想定されることから、指定医療機関以外の医療機関に患者を入院させることができるように、その受け入れ態勢を調整する。

#### (5) 情報提供・共有

- ア 新型インフルエンザ対策は、高病原性鳥インフルエンザ対策および通常のインフルエンザ対策の延長線上にあり、鳥インフルエンザの発生や鳥インフルエンザのヒトへの感染事例等に関する情報は、新型インフルエンザ発生を示唆する重要な情報の一つである。
- イ これらの発生、流行の状況は、発生国、国際機関（WHO、OIE、FAO等）、厚生労働省、国立感染症研究所などから発信されているが、これらの情報を収集し、関係者間で共有する体制を構築する。
- ウ また、収集した情報については、新型インフルエンザの感染防止・拡大防止の観点から、適宜、区民への情報提供を積極的に行い、区民自身が予防的な行動をとれるよう情報を共有していく。この事により、区民の安心を確保し、パニックの防止を図る事になる。

#### (6) 社会・経済機能の維持

- ア 都内で新型インフルエンザ発生時には人口の30%が罹患し、流行が8週間程度続くと予想されている。また、40%程度の欠勤者が発生することが予想される結果、社会・経済活動の大幅な縮小停滞を招くことが予想される。
- イ 社会経済機能の破綻を防止し、区民の生活を維持できるよう区自らあるいは区内企業・事業所において事業継続計画の策定を行う、あるいは行えるよう環境を整備する。
- ウ 在宅の一人暮らし要介護高齢者等の食事、排泄、通院等支援体制を確保する。

# 新型インフルエンザ対策行動計画

<各論>

## 前段階 未発生期

### 新型インフルエンザが発生していない状態

#### 目的：

- 1) 発生に備え体制の整備を行う
- 2) 国や都との連携の下に発生の早期確認に努める

## 1. 実施体制と情報収集

- (1) 適切な危機管理対策を迅速に講じるため、情報収集および事前対策を実施し、関係課との連携体制の強化と情報の共有化を図る。 【全事業部】
- (2) 行動計画・事業継続計画の確認・情報共有
  - ① 新型インフルエンザの国内発生を想定し、「品川区新型インフルエンザ対策行動計画」、「品川区新型インフルエンザ事業継続計画」の内容確認を行う。必要に応じて、随時見直しを行う。 【総務部、保健所】
  - ② 行動計画を踏まえた各事業部の対策について、情報の共有を図る。 【全事業部】
- (3) 情報収集
  - ・ 高病原性鳥インフルエンザのヒト、動物での発生・防疫措置状況等について国内・都内関係機関等から情報収集を行う。 【保健所】
  - ・ 情報収集源（例） 厚生労働省、東京都、WHO、国立感染症研究所

## 2. サーベイランス

- (1) 都健康安全研究センターが実施する、家さん等におけるインフルエンザのサーベイランスの情報を収集する。 【保健所】
- (2) 二類感染症に位置づけられている「鳥インフルエンザ（H5N1）」ならびに四類感染症に位置づけられているヒトの「高病原性鳥インフルエンザ」について、医療機関および獣医師からの届出により国内の発生動向を把握する。 【保健所】
- (3) 通常の季節性インフルエンザのサーベイランス
  - 定点医療機関から報告された季節性インフルエンザ患者発生動向を週ごとに把握する 【保健所】

## 3. 予防・まん延防止

- (1) 区民への情報提供
  - 発生に備え、区民・区内企業が日ごろから実施すべき衛生習慣、衛生資機材・食料品等の備蓄、施設・職場の衛生管理について情報を収集し提供する。 【総務部、保健所】
- (2) 抗インフルエンザウイルス薬
  - 抗インフルエンザウイルス薬の確保

国の備蓄目標量を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬の国・都の備蓄量、備蓄方法を把握する。【保健所】

## 4. ワクチン

### (1) パンデミックワクチン

- ①厚生労働省や製薬会社でのワクチン開発状況・流通状況などについての情報収集を行う。【保健所】
- ②厚生労働省の要請により、区における医療従事者および社会機能維持のために、緊急的にワクチン接種が必要な者の把握に努める。【総務部、保健所】

### (2) プレパンデミックワクチン

- ①国やワクチン製造会社からプレパンデミックワクチン製剤化、供給体制について情報を収集する。【保健所】
- ②厚生労働省の依頼を受けてプレパンデミックワクチン接種対象者の把握に努める。【全事業部】

### (3) 接種体制の検討

厚生労働省が定める接種に関する基本指針の策定および接種実施ガイドラインの整備を受けて、以下の項目の検討を行なう。【保健所】

- ◇疫学情報、製造可能量に基づく接種優先順位
- ◇接種実施医療機関・施設の登録と必要設備の準備
- ◇接種実施のための職域・地域人材の登録と実施トレーニングの検討

## 5. 医療

### (1) 地域医療体制の整備

厚生労働省・都・近隣区・関係団体と連携し地域で新型インフルエンザ患者（疑い患者を含む）の診療・治療にあたる指定医療機関・協力医療機関等の整備を進める。【保健所】

### (2) まん延期の医療の確保

- ①パンデミック時に入院患者を受入れる医療機関について、都・近隣区と協力して医療機関のリストを作成する。【保健所】
- ②区役所、保健所等で必要な医療資機材（例：個人用防護資材、消毒薬等）の整備状況や搬送能力等について調査を行う。【総務部、保健所】
- ③関係機関と協力し、区内発生を想定したシミュレーション演習を行う。【総務部、防災まちづくり事業部、保健所】

### (3) 医療提供体制の再確認

児童および高齢者や障害者等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の手段を検討する。【こども未来事業部、健康福祉事業部、保健所】

#### (4) その他

①パンデミック時の在宅療養者（児童・高齢者・障害者等）への生活支援（見回り、往診・訪問看護、食事提供等）、医療機関への搬送、死亡時の対応等について検討を行う。 【子ども未来事業部、健康福祉事業部】

◇在宅者の見回り・往診・訪問看護・食事の提供・医療機関への移送

◇自宅死亡者への対応

②厚生労働省、都の要請により、火葬場の処理能力、遺体の一時安置所について把握・検討を行う。 【総務部】

## 6. 抗インフルエンザウイルス薬

### 備蓄

①都の備蓄計画・備蓄状況を把握する。

②新型インフルエンザ用都備蓄抗インフルエンザ薬の流通体制を把握する。

【保健所】

## 7. 情報提供・共有

### (1) 情報提供

①関係部署の連絡先、連絡方法を複数把握し確実に情報交換を行える体制を構築する。

②発生および対応状況を十分考慮し、区民、区内企業・事業所へ随時情報を提供する。

【総務部、保健所】

③厚生労働省・都の情報を反映した Q&A を作成し必要に応じてホームページに掲載する。

【企画部、保健所】

④広報担当者を設置する。

【企画部】

### (2) 相談窓口

国や都の Q&A を反映し区民・区内企業からの相談を受ける。

【保健所】

## 8. 社会経済機能の維持

### (1) 事業継続計画の策定促進

①区内の企業・事業者に対し職場での感染防止策を開始し、業務の継続自粛の準備を行うよう要請する。

【総務部・企画部・防災まちづくり事業部】

②特に社会機能維持にかかわる事業者には事業継続に向けた取り組みを行うよう要請する。

【総務部・企画部・防災まちづくり事業部】

### (2) 社会的弱者への生活支援

・まん延期における在宅高齢者、障害者等への生活支援、搬送、死亡時の対応について関係課・団体と検討を開始する。

【健康福祉事業部】

### (3) 遺体の火葬・安置

・火葬場が火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、遺体の一時安置について会場、運営体制の検討を行う。

【総務部】

## 第一段階 海外発生期

### 海外で新型インフルエンザが発生した状態

#### 目的：

- 1) ウイルスの国内進入をできるだけ阻止する
- 2) 国内発生に備えて体制の整備を行う

## 1. 実施体制と情報収集

- (1) 適切な危機管理対策を迅速に講じるため、情報収集および事前対策を実施し、関係部の連携体制の強化と共有化を図る。【全事業部】

## 2. サーベイランス

- (1) 疑い症例調査支援システムによるサーベイランス等  
厚生労働省の要請を受け、疑い症例調査支援システムによるサーベイランス、ウイルス学的サーベイランスを実施する。【保健所】
- (2) アウトブレイクサーベイランス等  
厚生労働省の要請を受け、感染の見られた集団（クラスター）を早期発見するためのアウトブレイクサーベイランス、患者の発生を早期探知するためのパンデミックサーベイランスを開始する。【保健所】
- (3) 予防接種副反応迅速把握システム  
厚生労働省の要請を受け、予防接種副反応迅速把握システムを開始する。【保健所】

## 3. 予防・まん延防止

- (1) 区民の社会活動自粛  
区民・区内企業・事業所に対して発生国への旅行、出張を控えるよう情報を発信する。【総務部、企画部】

## 4. ワクチン

- (1) プレパンデミックワクチン
- ①国やワクチン製造会社からプレパンデミックワクチン製剤化、供給体制について情報を収集する。
  - ②国の要請、計画に基づきプレパンデミックワクチンが接種できる体制を構築する。
  - ③接種が可能となった時点から国の定めた接種順序に従い接種を開始する。【保健所】
- (2) パンデミックワクチン
- ①ワクチン製造会社における、プロトタイプワクチン原液の製剤化や生産体制に関する情報収集を行う。【保健所】
  - ②国の要請に従い、国の示した順序でパンデミックワクチン接種が可能になるよう体制を構築する。先行接種したプレパンデミックワクチンの有効性が認められない場合、国が定めた接種順序に従い接種を開始する。【保健所】

### (3) モニタリング

接種の開始に伴い、国が実施する接種実施モニタリングのワクチン有効性の評価、副反応情報の収集・分析の情報を把握する。【保健所】

## 5. 医療

### (1) 新型インフルエンザの症例定義

厚生労働省の新型インフルエンザに対する症例定義およびその修正等に留意し、症例定義が示され次第、区内医療機関に周知し、あらためて新型インフルエンザを否定できない患者が受診した保健所へ迅速な届出をするよう要請する。【保健所】

### (2) 新型インフルエンザ相談センターの設置

新型インフルエンザ相談センターを開設する。【保健所】

### (3) 抗インフルエンザウイルス薬

区内医療機関に対し抗インフルエンザ薬を適切に使用するよう要請する。また、患者の濃厚接触者に対しては抗インフルエンザ薬の予防投与を行う。【保健所】

## 6. 情報提供・共有

### (1) 情報提供

- ①国や都の情報、海外の発生状況を収集し、区民、区内企業・事業所へ注意喚起を行う。【総務部、企画部、保健所】
- ②必要に応じて新型インフルエンザホームページの内容等を随時更新する。【総務部、企画部、保健所】
- ③必要に応じてマスコミに対して情報提供を行う。【企画部】

### (2) 相談窓口

国や都のQ&Aを反映し区民・区内企業からの相談を受ける。  
新型インフルエンザ相談センターを実施する。【総務部、保健所】

## 7. 社会経済機能の維持

### (1) 事業の縮小・継続

- ①区内の企業・事業者に対し職場での感染防止策を開始し、業務の継続自粛の準備を行うよう要請する。【総務部、企画部、保健所】
- ②社会機能維持にかかわる事業者には事業継続に向けた取り組みを行うよう要請する。【総務部、企画部、保健所】
- ③要援護者に対する介護サービスなどにつき食事・排泄など生命に関わるサービスが必要なものの把握を行うよう、在宅介護支援センター等を通じ要請する。【健康福祉事業部】

### (2) 遺体の火葬・安置

火葬場が火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、遺体の一時安置所の開設を準備する。【総務部】

## 第二段階 国内発生早期

### 国内で、新型インフルエンザが発生した状態

目的：

1) 区内での感染拡大を可能な限り抑制する

#### 1. 実施体制と情報収集

(1) 新型インフルエンザが限局的ではあるが国内発生した場合は、「危機管理対策本部」(本部長：区長)を設置し、総合的かつ効果的な対策を強力に推進する。

【総務部、保健所】

(2) 感染発生国・地域からの情報収集

WHO、OIE、FAOのリファレンスラボラトリー等から広く情報を収集し、危機管理室へ連絡を行う。

【保健所】

(3) 国内・都内の連携・協力

新型インフルエンザのヒト、動物での発生、抗インフルエンザウイルス薬の措置状況等について、国内・都内関係機関等との情報交換を行う。

【保健所】

#### 2. サーベイランス

(1) 疑い症例調査支援システムの継続等

厚生労働省の要請を受け、疑い症例調査支援システム、アウトブレイクサーベイランスを継続する。

【保健所】

(2) パンデミックサーベイランスの継続

厚生労働省の要請を受け、新型インフルエンザ把握のため患者のパンデミックサーベイランスを継続する。

【保健所】

(3) 予防接種副反応迅速把握システムの継続等

予防接種副反応迅速把握システム、ウイルス学的サーベイランスを継続する。

【保健所】

#### 3. 予防・まん延防止

(1) 水際対策

国(含む検疫所)の要請を受け、感染した恐れのあるものの不要不急の出国を自粛するよう区民・区内企業へ周知する。

【総務部、企画部】

(2) 国内での感染拡大防止

患者の同居者、濃厚接触者、同じ職場等にいる者、十分な防御なく曝露したものへの抗インフルエンザ薬投与を行うよう区内医療機関に要請する。

【保健所】

(3) 区民の社会活動の自粛要請

区民、業界団体に対して、次の点を自粛要請、周知する。

【全事業部】

◇ 区民へ可能な限り外出を控えるよう要請する。

◇ 区内集会主催者、興行施設等の運営者に対し、活動を自粛するよう要請する。

- ◇ 患者が関係する発生地域の学校、通所施設等について、臨時休業を行うよう各設置者に対して要請する。
- ◇ 区内事業所、福祉施設等に対して、マスクの着用、うがい・手洗いの徹底と健康確認を勧奨する。また、新型インフルエンザ様症状の認められた従業員等の出勤停止・受診報告を要請する。
- ◇ 区民、施設入所者等に対して、マスクの着用、うがい・手洗いを勧奨する。

## 4. ワクチン

### (1) プレパンデミックワクチン

引き続き、国の示した順序でプレパンデミックワクチン接種を実施する。  
【保健所】

### (2) パンデミックワクチン

引き続き、ワクチン製造会社における、プロトタイプワクチン原液の製剤化や生産体制に関する情報収集を行い、プレパンデミックワクチンの有効性が認められない場合には、国の示した順序でパンデミックワクチン接種を実施する。 【保健所】

### (3) モニタリング

接種の開始に伴い、国が実施する接種実施モニタリングのワクチン有効性の評価、副反応情報の収集・分析の情報を把握する。 【保健所】

## 5. 医療

### (1) 発熱外来の整備

- ①区内医療機関に対し発熱外来を設置するよう要請する。 【保健所】
- ②感染拡大が認められた場合には患者同居者への対応等、感染拡大防止に必要な要請を行う。 【保健所】

### (2) 患者・接触者への対応

- ①原則としてすべての入院医療機関で新型インフルエンザの診断・治療を行うとともに、入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者は在宅での療養を行うよう区内医療機関に周知する。 【保健所】
  - ②新型インフルエンザの症例定義により疑い患者となった場合は、感染症法に基づき指定医療機関への入院勧告を行い、確定診断を行う。 【保健所】
- ※新型インフルエンザ疑い症例の検体は、ガイドラインに従い、都健康安全研究センターへ送付し亜型の検査を行う。
- ③新型インフルエンザ疑い患者の家族等の接触者に対しては、経過観察期間を定め、外出自粛要請、健康管理の実施および有症時の対応を指導する。なお、症状が出現した場合には直ちに隔離を行う。 【保健所】

### (3) 抗インフルエンザウイルス薬

- ①医療機関に対し抗インフルエンザ薬を適切に使用するよう要請する。また、患者の濃厚接触者に対しては抗インフルエンザ薬の予防投与を行う。 【保健所】

## 6. 情報提供・共有

### (1) 情報提供

- ①区内での発生状況や対策を区民、区内企業・事業所へ周知する。  
【総務部、企画部、保健所】
- ②新型インフルエンザホームページの内容等を随時更新する。  
【総務部、企画部、保健所】
- ③必要に応じてマスコミに対して情報提供を行う。  
【企画部】

### (2) 相談窓口

- 国や都の Q&A を反映し区民・区内企業からの相談を受ける。  
新型インフルエンザ相談センターを継続実施する。  
【総務部、保健所】

## 7. 社会経済機能の維持

### (1) 事業の縮小・継続

- ①区内の企業・事業者に対し不要不急業務の縮小や職場での感染防止策を開始するよう要請する。  
【総務部、企画部、保健所】
- ②社会機能維持にかかわる事業者には事業継続に向けた取り組みを行うよう要請する。  
【総務部、企画部】
- ③要援護者のうち優先すべき者についてサービスが維持できるよう要請する。  
【健康福祉事業部】

### 第三段階 感染拡大期 / まん延期 / 回復期

国内で、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じた状態

感染拡大期 都内で入院措置等による感染拡大防止効果が期待される状態

まん延期 都内で入院措置による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態

目的：

1) 健康被害を最小限に抑える

2) 医療、社会・経済への影響を最小限に抑える

## 1. 実施体制と情報収集

- (1) 新型インフルエンザが限局的ではあるが国内発生した場合は、「危機管理対策本部」を継続し、総合的かつ効果的な対策を強力に推進する。【総務部、保健所】
- (2) 発生対応
  - ① 区内の発生状況について東京都、厚生労働省へ報告する。【保健所】
  - ② 厚生労働省、都の技術的助言により、各関係者と調整のうえ、積極的疫学調査を実施する。また、必要に応じて、厚生労働省に対して、疫学、臨床等の専門家チームの派遣を要請する。【保健所】
- (3) 感染発生国・地域からの情報収集  
WHO、国立感染症研究所等から広く情報を収集し、危機管理室へ連絡を行う。【保健所】
- (4) 国内・都内の連携・協力  
新型インフルエンザのヒト、動物での発生、抗インフルエンザウイルス薬の措置状況等について、国内・都内関係機関等との情報交換を行う。【保健所】

## 2. サーベイランス

- (1) 疑い症例調査支援システム、アウトブレイクサーベイランスの中止  
厚生労働省の要請を受け、疑い症例調査支援システム、アウトブレイクサーベイランスを中止する。【保健所】
- (2) パンデミックサーベイランスの継続実施  
厚生労働省の要請を受け、新型インフルエンザ発生状況把握のためパンデミックサーベイランスを継続する。【保健所】
- (3) 予防接種副反応迅速把握システム、ウイルス学的サーベイランスの実施  
引き続き予防接種副反応迅速把握システム、ウイルス学的サーベイランスを実施する。【保健所】

## 3. 予防・まん延防止

- (1) 国内での感染拡大防止  
患者との濃厚接触者、同じ職場等にいる者への抗インフルエンザ薬の予防投薬を原則とし見合わせる。【保健所】
- (2) 区民の社会活動の自粛要請
  - ① 区民、業界団体に対して、次の点を自粛要請、周知する。【関係課】

- ◇ 区民へ可能な限り外出を控えるよう要請する。
- ◇ 集会主催者、興行施設等の運営者に対し、活動を自粛するよう要請する。
- ◇ 患者が関係する発地域域の学校、通所施設等について、臨時休業を行うよう各設置者に対して要請する。
- ◇ 区立学校については、教育委員会事務局が適切な対応を指示する。
- ◇ 発地域域における事業所、福祉施設等に対して、マスクの着用、うがい・手洗いを勧奨する。また、新型インフルエンザ様症状の認められた従業員等の出勤停止・受診を要請する。
- ◇ 発地域域における住民、施設入所者等に対して、マスクの着用、うがい・手洗いを勧奨する。

②回復期には上記の感染拡大防止対策を段階的に縮小する。

【関係課】

## 4. ワクチン

### (1) パンデミックワクチン

引き続き、ワクチン製造会社における、プロトタイプワクチン原液の製剤化や生産体制に関する情報収集を行い、プレパンデミックワクチンの有効性が認められない場合には、国の示した順序でパンデミックワクチン接種を実施する。 【保健所】

### (2) モニタリング

接種の開始に伴い、国が実施する接種実施モニタリングのワクチン有効性の評価、副反応情報の収集・分析の情報を把握する。 【保健所】

## 5. 医療

患者への対応

### (1) 感染拡大期の対応

国・都の要請を受け発熱外来の整備、感染症法に基づく患者の入院措置を実施する。

【保健所】

感染拡大が認められた場合には患者同居者への対応等、感染拡大防止に必要な要請を行う。

【保健所】

### (2) まん延期の対応

①原則としてすべての入院医療機関で新型インフルエンザの診断・治療を行うとともに、入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者は在宅での療養を行うよう区内医療機関に周知する。

【保健所】

②病床の不足が予測される場合には患者治療のため公共施設の利用を検討する。

【総務部】

### ③回復期の対応

患者を一時的に入所させている公共施設については、医療機関への移送などにより順次閉鎖する。

【総務部】

区内の患者発生状況等を考慮し発熱外来の設置体制を調整する。 【総務部、保健所】

### (3) 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用

- ①患者との濃厚接触者、同一職場での接触者への抗インフルエンザウイルス薬予防投与を見合わせるよう医療機関に対して依頼する。【保健所】
- ②抗インフルエンザウイルス薬が十分いきわたるよう都に流通調整を図る。【保健所】

### (4) 在宅患者への支援

- ①関係団体の協力を得ながら在宅で療養する患者への支援を行う。【健康福祉事業部】
- ②在宅で死亡しているものがいた場合には遺体仮安置所と連携し、適切な対応を図ることができるよう対応する。【総務部】

## 6. 情報提供・共有

第二段階の対策を継続する

## 7. 社会経済機能の維持

### 1 事業の縮小・継続

- (1) 区内の企業・事業者に対し不要不急業務の縮小や職場での感染防止策を講ずるよう要請する。【総務部、企画部】
- (2) 社会機能維持にかかわる事業者には感染拡大防止策を講じた上で事業継続を図るよう要請する。【総務部、企画部】

### 2 社会的弱者への支援

- (1) 関係機関と協力し要援護者への生活支援を行う。【健康福祉事業部】
- (2) 在宅で死亡しているものがいた場合には遺体仮安置所と連携し、適切な対応を図ることができるよう対応する。【総務部】

### 3 遺体の火葬・安置

火葬場の稼働状況を把握するとともに、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、区内に一時安置所を開設し、区民・関係団体に周知する。

【総務部、企画部】

## 第四段階 小康期

患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

目的：

1) 社会・経済機能の回復を図り、流行の第二波に備える

### 1. 実施体制と情報収集

- (1) 「危機管理対策本部」を引き続き維持し、再流行に注意しつつ、対策を推進する。  
【総務部、保健所】
- (2) 厚生労働省におけるガイドライン、指針・勧告等の見直し等の情報について関係者に周知する。  
【総務部、保健所】
- (3) 行動計画に関する総合評価を行う。  
これまでの対策の評価を行い、必要に応じて行動計画、業務継続計画などの見直しを行う。  
【関係事業部】

### 2. サーベイランス

- (1) これまで実施してきた発生動向調査、サーベイランス等について評価し、第二波に備えた検討を行う。  
【保健所】
- (2) パンデミックサーベイランスの中止  
厚生労働省の要請を受け、小康状態となった時点でパンデミックサーベイランスを中止する。  
【保健所】
- (3) 予防接種副反応迅速把握システム、ウイルス学的サーベイランスの継続実施  
引き続き予防接種副反応迅速把握システム、ウイルス学的サーベイランスを実施する。  
【保健所】

### 3. 予防・まん延防止

- (1) 全区的対策  
まん延防止策を順次縮小する。  
【総務部、保健所】
- (2) 在宅患者等の支援  
区および各関係団体は、在宅療養者等への支援を順次縮小する。  
【健康福祉事業部】

### 4. ワクチン

- (1) パンデミックワクチン  
引き続き、ワクチン製造会社における、プロトタイプワクチン原液の製剤化や生産体制に関する情報収集を行い、国の示した順序でパンデミックワクチン接種を実施する。  
【保健所】
- (2) モニタリング  
国が実施するモニタリングシステムに関する総合評価およびプレパンデミックワクチンの安全性・有効性に関する評価の情報収集・分析を行い実態を把握する。  
【保健所】

## 5. 医療

### (1) 医療体制

国・都の要請を受け下記を連絡する。【保健所】

◇区内医療機関に新型インフルエンザ発生前の診療体制に戻るよう通知を行う。

◇発熱外来・新型インフルエンザ相談センターの中止

◇不足している資機材・医薬品を把握し確保に努めるとともに、不均等分布を解消するよう要請する、

### (2) 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用

厚生労働省における、パンデミックを踏まえた、抗インフルエンザウイルス薬の使用に係る指針（予防投与、治療方法）の見直し等の情報を収集し、各関係機関に周知する。【保健所】

### (3) 要援護者

介助者がいない児童・高齢者・障害者等を早急に把握し、必要に応じて可能な支援に努める。【総務部、子ども未来事業部、健康福祉事業部、教育委員会事務局】

## 6. 情報提供・共有

### (1) 情報提供

新型インフルエンザ流行終結宣言までは、メディア等に対し、適宜、区内および国内外の発生・対応状況について情報提供を行う。【企画部、総務部、保健所】

### (2) 相談窓口

状況を確認しながら、相談窓口を縮小する。【総務部、保健所】

## 7. 社会経済機能の維持

### (1) 事業者への支援

社会機能維持にかかわる事業者に対して、被害状況の確認を要請するとともに、事業が継続できるよう要請する。【総務部、企画部】

### (2) 業務再開の判断・通知

区内の流行状況を勘案し区内事業者の業務再開を検討するとともに、区内企業・事業所に事業再開を通知する。【総務部、企画部】

## 【用語解説】

### ○ インフルエンザ

インフルエンザは、インフルエンザウイルスによる感染症で、原因となっているウイルスの抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/ソ連型（H1N1）、A/香港型（H3N2）というのは、これらの亜型を指している。）

### ○ 鳥インフルエンザ

A型インフルエンザウイルスを原因とする鳥の感染症のこと。このうち、家きんに対し高い死亡率を示すなど特に強い病原性を示すものを「高病原性鳥インフルエンザ」という。

近年、鳥から人への偶発的な感染事例が認められているが、病鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合等に起こると考えられており、十分に加熱調理された鶏肉や鶏卵からの感染の報告はない。

なお、感染症法においては、鳥由来のH5N1亜型のインフルエンザウイルスが人に感染することで引き起こす疾患を「鳥インフルエンザ（H5N1）」という。

### ○ パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、近年これが人の世界に存在しなかったためにほとんどの人が免疫を持たず、人から人へ効率よく感染する能力を得て、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

### ○ 家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。

なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

### ○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

特に人の感染症に関しては、感染症法に基づき、感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析が行われている。

### ○ 感染症サーベイランスシステム

感染症法では、感染症の発生を迅速に把握することによって、感染症の予防と拡大防

止、そして国民に正確な情報を提供することを目的として、日常的に種々の感染症の発生動向を監視している。これは感染症を診断した医療機関からの発生報告を基本としており、これらの発生報告を一元的に効率よく収集するために、地方自治体と国の行政機関を結ぶネットワーク又はインターネットをベースに構築された電子的なシステムを指す。

○ 病原体サーベイランス

感染症サーベイランスのうち、特に、感染の原因となった病原体についての発生数や詳細な種類などについて報告してもらい、状況を監視するシステム。

○ 症候群サーベイランス

あらかじめ指定する医療機関において、一定の症状を有する患者が診察された場合に、即時的に報告を行ってもらい、感染症の早期発見を目的とするシステム。

○ 疑い症例調査支援システム

感染症サーベイランスシステム等を用いて、大規模な流行の可能性のある感染症に感染した疑いがある患者に関する情報（行動履歴、接触者情報を重点に置く。）を登録し、疫学的リンクや異常な症状から、新しい亜型のインフルエンザ患者を発見するために、疑われる症例を診断に結びつけていくシステム。

○ ウイルス学的サーベイランス

流行している新型インフルエンザウイルスの抗原性、遺伝子型、抗インフルエンザウイルス薬への感受性を調べ、ワクチンの効果や治療方法の評価、あるいはそれらの変更の根拠とするためのシステム。

○ アウトブレイクサーベイランス

地域や医療機関でのアウトブレイク（発熱と上気道症状、あるいは肺炎を罹患、それによる死亡など、類似の症状を呈する3人以上の患者が存在し、同居者などの疫学的リンクがある場合やそのうちの1人が医療従事者である場合）などの集団感染の発生を検知するシステム。

○ パンデミックサーベイランス

第一段階から第二段階までの間、国内発生を可能な限り早期に発見することを目的として、定点医療機関等において、軽症例の患者の集積および重症例の患者の集積を把握するサーベイランスシステム。

第三段階から第四段階までの間、新型インフルエンザの発生動向等を迅速に把握及び還元することを目的として、指定届出機関において、外来患者数、入院患者数及び死亡者数を把握するサーベイランスシステム。

- 予防接種副反応迅速把握システム  
ワクチンの副反応の状況を把握するシステム。接種継続の是非、対象者の限定、予防接種優先順位の変更等の判断に役立てることを目的とする。
  
- 抗インフルエンザウイルス薬  
インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。
  
- プレパンデミックワクチン  
新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在はH5N1亜型を用いて製造）。
  
- パンデミックワクチン  
新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。